

敬愛学園高等学校同窓会

同窓会規約集

規約は、目的（事業）の基本となる決まりを定めたものです。
大項目と小項目分割し、細目を定め規約を明確にしたものです。

敬愛学園高等学校 同窓会規約目次

第1章 総 則 ・ 第2章 目的および事業

第3章 構 成 ・ 第4章 役員任期

第5章 会 議 ・ 第6章 会 計

第7章 補 則 ・ 附 則

内 部 規 程 別紙1

奨学金制度規定 別紙2

援助金交付申請書 別紙指定申請書
※クラス会、クラブOB会、クラブOG会用 指定交付申請書 1
※クラブ活動、文化祭開催用 指定交付申請書 2
※奨学金専用 指定交付申請書 3
※奨学金制度援助金交付受領書 指定交付申請書 4

委嘱状 別紙3
(同窓会常任幹事)

敬愛学園高等学校同窓会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、敬愛学園高等学校同窓会(以下「本会」という)と称す。
第 2 条 本会の事務局の所在地は、敬愛学園高等学校内に置く。

第2章 目的並びに事業

- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦と向上発展を図り、且つ後進たる在学生の活躍を支援し、母校の発展に寄与することを目的とする。
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動並びに事業を行う。
1. 会員名簿のメンテナンスと定期的な発行をめざす。
 2. 同窓生相互の交流親睦を深める活動を行う。
 3. 在学生を支援する事業を行う。
 4. 会員に吉凶ある場合は慶弔の意を表し、内部規定(別紙1)に準ずる。
 5. 母校の職員が退職した場合は、内部規定(別紙1)に準ずる。
 6. 本会ウェブサイトの運営、電子メール連絡等の情報交換活動を促進する。
 7. その他法令を遵守し、本会の幹事会が適当と認める事業を行う。

第3章 構 成

- 第 5 条 本会の構成は、次のとおり通常会員と賛助会員で構成する。
2. 通常会員とは、旧千葉関東商業高等学校、旧千葉工商高等学校並びに敬愛学園高等学校を卒業した者とする。
 3. 賛助会員とは、敬愛学園高等学校職員とかつて母校の職員であった者とする。
 4. その他の会員、本会の常任幹事会が会員とすることを適当と認めた者とする。
 5. 退会並びに除名は、会員でこの規約または常任幹事会・総会の決議に違反した者、並びに本会の名誉を傷つける行為のあった者は、常任幹事会の決議により除名することができる。

第4章 役 員

- 第 6 条 本会運営のため次の役員等の選出する。
- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1)相談役(若干名) | 2)会 長(1 名) | 3)副会長(若干名) |
| 4)常任幹事(若干名) | 5)幹 事(若干名) | 6)会 計(2 名) |
| 7)監 査(2 名) | | |
2. 本会の役員は、会員の中から次の通り選任する
 3. 相談役は、会長経験者とする。
 4. 会長、副会長は、常任幹事の互選による。
 5. 幹事は、毎年度の卒業生中よりクラスごとに2名を選出する。
 6. 常任幹事は、卒業年度毎に幹事の中より1名を選出する。
 7. 会長は、本会の運営上必要と認めるときは、前項の常任幹事のほかに、会員中より若干名の常任幹事を委嘱することができる。
 8. 会計並びに監査は、幹事が選出する。但し、監査は幹事を兼ねることができない。

- 第 7 条 役員の任期は2年とし、再任することができる。
但し、補欠役員は前任者の残存期間とする。
2. 役員は、任期満了後に於いても、後任者の就任するまで引継ぎ職務を行うものとする。
- 第 8 条 役員の職務、会長は会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
3. 常任幹事は、会務を処理する。
4. 幹事は、幹事会を組織し会務の企画運営に当たる。
5. 会計は、本会の経理に関する業務を処理する。
6. 監査は、本会の経理を監査する。

第5章 会 議

- 第 9 条 総会は、毎年度ごとに開催する。但し、臨時に開催することができる。
- 第 10 条 幹事会と常任幹事会は本会の運営についての議決並びに執行にあたる。
2. 幹事会に附議しなければならない事項でも、急を要するため幹事会を招集することのできないときは、常任幹事会で専決することができる。
3. 前項で専決した事項は、次の幹事会で承認を受けなければならない。

第6章 会 計

- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、総会に報告する。
- 第 12 条 特別会計は、特別事業を幹事会で決議した時、年度に関係なく処理するものとする。
- 第 13 条 本会の会計は、入会費・終身会費・寄付金をもってあてる。
2. 新会員は、入会費並びに終身会費として10,000円を本会に納入とするものとする。

第7章 補 則

- 第 14 条 本規約の改正は、敬愛学園高等学校同窓会総会の決議を必要とする。
総会出席者の3分の2以上の承認がなければ改正できない。
- 第 15 条 内部規程、本会の規約第4条に準じ別紙1を定め、規約第14条に準ずる。
- 第 16 条 奨学金規定、本会の規約、第3条(目的)並びに第4条(活動並びに事業)促進のため、別紙2同窓会「奨学金制度規定」を定め、規約第14条に準ずる。
- 第 17 条 附 則
この規約は、昭和49年11月24日より施行する。
- | | |
|------------|--------------------|
| 昭和53年5月14日 | 一部改正 |
| 平成 9年2月23日 | 一部改正 |
| 平成27年6月 7日 | 一部改正 |
| 平成30年6月 2日 | 一部改正 |
| 令和 元年6月15日 | 全文を見直し大項目で分類し、一部改正 |

以上

＜ 内 部 規 程 ＞

1. 慶弔お見舞い規定

対象者、役員本人の場合	生花一基又は香典20,000円とする。
対象者、役員配偶者の場合	生花一基又は香典10,000円とする。
対象者、役員の実父母の場合	生花一基又は香典10,000円とする。
対象者、非常勤職員の場合	生花一基又は香典10,000円とする。

尚、教職員の場合においては役員本人の扱いに準じて対応する。非常勤職員の場合は、本人と配偶者の対応とする。但し、会長の認める場合はこの限りではない。

2. 退任慰労金規定

同窓会の役員退任者(教職員退職者)に対する慰労金を、以下の条件において支出することができる。

5年以上10年間までの対象者への慰労金は、	10,000円とする。
10年間以上の対象者への慰労金は、	20,000円とする。

3. クラス会の援助規定

- 1) 卒業時のクラス在籍数の3分の1を超える出席者数の場合に援助することができる。
- 2) そのクラスの卒年度、氏名、住所、勤務先等の名簿を提出することを条件とする。
- 3) 名簿の提出がないときには、援助費は返還してもらうこととする。

クラス会の援助申請に対して援助する金額は、10,000円とする。

4. クラブOB会及びOG会の援助金規定

- 1) クラブOB・OG会の出席者数が15名以上の場合に援助する。
- 2) そのクラブの卒年度、氏名、住所、勤務先等の名簿を提出することを条件とする。
- 3) 名簿の提出がないときには、援助費は返還してもらう。

クラブOB会及びOG会の援助申請に対して援助する金額は、10,000円とする。

5. クラブ活動援助金規定

以下の活動1団体ごとに援助申請があった場合に援助することができる。

夏季合宿実施の1団体への援助金は、	5,000円とする。
関東大会出場の1団体への援助金は、	15,000円とする。
全国大会出場の1団体への援助金は、	50,000円とする。

6. 生徒会援助金規定

文化祭開催において援助申請があった場合に援助することができる

文化祭開催時の援助金の上限は、100,000円とする。

7. 奨学金制度規定

奨学金制度規定を設ける。別紙2

8. その他

支出は、同窓会指定交付申請書にて申請されたものに対し実行する。

9. 施 行

この内部規程は、平成28年5月22日より効力を発生する。

令和元年6月15日 1項から6項の規定一部改正並びに7項と8項を新設。

< 奨学金制度規定 >

1. 目的

- 1) 在校生の自己実現に向けた進学促進を支援することを目的とする。
- 2) 同窓会規約第3条により後進たる在学生の活動を支援する。

2. 対象

- 1) 対象者は、該当年度の大学一般入試での受験をする3年生で、本校の担任並びに学年団(学年主任)より推薦を受けた者とする。

3. 基準

- 1) 該当年度においての対象者を定める。原則10名までとする。
- 2) 対象者の受験生1名に対して、受験1回分の援助で上限を設ける。
- 3) 奨学金援助を受けた者は、受験後の結果を本部に報告する。
- 4) 受験結果の報告がないときには、奨学金は返還してもらう。

4. 申請

- 1) 奨学金制度援助金交付申請書により、同窓会会計に申請する。
- 2) 本会会計担当者は、規約第16条に準じ、担任および学年団(学年主任)の推薦印が押印されていることを確認し、会長の承認印を受ける。

5. 奨学金

- 1) 奨学金基準の上限は、1人当たり、40,000円とする。
- 2) その他、受験に関する必要額については、自己負担とする。

6. 決裁

- 1) 決裁は、会計が奨学金制度援助金交付申請書(会長の承認印)により受理し、奨学金として支出する。但し、決裁事項は次の幹事会で承認を受けなければならない。

7. 予算

- 1) 予算は、1年度400,000円を限度額とする。
- 2) 限度額以上のものは一切支出しない。

8. 施行

この規定は、令和元年6月15日より効力を発生する。

援助金交付申請書

(クラス会 ・ クラブOB会 ・ クラブOG会)

敬愛学園高校同窓会会長あて

申請団体名

代表者名

⑩

同校同窓会規約、第15条の内部規程に準じ援助金交付を申請します。
ただし、援助金交付判断は同窓会役員会**決裁**に委ねることを承知するものです。

記

1 申請する会の名称 _____

2 会場名および参加人数 _____
参加人数 _____ 名

所在地 _____

3 申請額 _____ 10,000円

4 添付書類 参加者氏名 ・ 住所 ・ 勤務先

5 申請年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

決裁

交付額 _____ 10,000円

上記のとおり援助金を交付することを承認する。

受理年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

担当副会長	事務局長	会 長

交付年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

会 計	担当副会長	申請責任者

クラブ活動費等援助金交付申請書

(クラブ活動 ・ 文化祭開催)

敬愛学園高校同窓会会長あて

申請団体名

代表者名

⑩

同校同窓会規約、第15条の内部規程に準じ援助金交付を申請します。
ただし、援助金交付判断は同窓会役員会**決裁**に委ねることを承知するものです。

記

1 活動の名称 _____

2 活動の内容 夏季合宿実施 ・ 関東大会出場 ・ 全国大会出場文化祭開催(生徒会主催)3 申請額 _____ 円 参加人数 _____ 名4 添付書類 参加者氏名

5 申請年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

決 裁

交付額 _____ 円

上記のとおり援助金を交付することを承認する。

受理年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

担当副会長	事務局長	会 長

交付年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

会 計	担当副会長	申請責任者

奨学金制度援助金交付申請書

敬愛学園高校同窓会会長あて

推薦者

担任氏名

⑩

学年主任

⑩

同校同窓会規約、第16条の奨学金規定に準じ援助金交付を申請します。
ただし、援助金交付判断は同窓会役員会**決裁**に委ねることを承知するものです。

記

1 受験校名称 _____

2 申請者 氏 名 _____ 印

住 所 _____

3 申請額 40,000円

4 添付書類 受験後の結果報告とする。結果報告の有無 (有 ・ 無)

5 申請年月日 _____ 令和 年 月 日

決 裁交付額 40,000円

上記のとおり援助金を交付することを承認する。

受理年月日

令和 年 月 日

会計担当	事務局長	会 長

交付年月日

令和 年 月 日

担当副会長	会 計	受領印

委 嘱 状

殿

あなたを敬愛学園高等学校
同窓会 年度卒業常任幹事
に委嘱します

令和 年 月 日

敬愛学園高等学校同窓会
会長 宇留間 又衛門